

《参考》企画例



参考として、過去に助成を受けて実施された企画を紹介します。

○冒険遊び場活動(フレイパーク)

子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ、「プレイパーク」を実施。特別な遊具の無い公園で、子どもたちが思いのままに自分達で「遊び」を生み出せることを目指し、ワークショップを開催。また、参加者の親にもプレイパークへの理解を広げるために、プレイパークとはどういう活動なのか、外遊びがなぜ今大事なのかといった内容の資料等を作成した。



○ものづくり体験

家庭や学校生活において、もの作りや工作の時間が減少している中、子どもたちの自由な発想を引き出すことを目的に、おもちゃを手作りしたり、竹を加工して器・はしを作り、地域の方を交えてそうめん流し大会をしたりするなど、子どもたちが先生となって手作りおもちゃを他の子どもたちに教える場を設け、異年齢集団活動となった。



○地域の特色を生かした体験

普段経験することが少ない田んぼで、田植えから収穫までの一連の体験をすることで、農業の大変さや自然について学び、食の大切さを実感できた。

併せて、地域の大人から田植えの技術や案山子の作り方を教えてもらい、また、収穫した米を地域へ配るなどの経験から、地域での支え合いについて実感できた。

○地域での異年齢・異世代交流

さまざまな年齢の子どもたちがチームをつくり、自分たちが生まれ育った地域で、清掃ボランティアや地域の行事に参加したり、自然体験合宿などを行ったりした。子どもたち主体で活動内容やルールを決め、チラシ作成や配布も行った。地域の方と交流を深め、地域活動に参加することで、子どもたちのシビックプライド（郷土愛）の醸成にもつながった。

○ツリーハウスプロジェクト

子ども達を中心に実行委員会を組織し、子どもの意見をふんだんに取り入れながら自分たちの遊び場となるツリーハウスを作成。専門家の指導のもと、子ども達も積極的に作業に参加し、自分たちが住む地域の自然の中に「居場所」をつくるという、企画から実施に至るまで子ども中心に行う取り組み。





モデルとなる活動に補助金を交付します!!



令和2年度遊びの広場促進事業

異年齢集団での遊びや自然体験、社会体験などの体験活動は、子どもの健全な育成にとって欠かせないものです。そこで、市内の団体・グループが実施する子どもの健全育成を目的とした、他の団体のモデルとなる活動（対象事業は下記参照）に対して補助金の交付を行い支援します。

対象事業

- ① 子どもが『企画・立案・実施・体験・ふり返り』に積極的に参画する活動
- ② 小・中学生を中心とした下記のいずれかの活動
 - 自分の責任で自由に遊ぶ冒険遊び場活動（プレイパーク）
 - 遊びをとおした異年齢集団活動
 - 地域の特色を生かした活動
 - 自然観察や自然を活用した遊びなどの自然体験活動
 - 勤労体験やボランティアなどの社会体験活動
- ③ 先進的な取り組みで、かつ今後の発展が期待できる活動



実施期間

令和2年度中（令和3年3月31日まで）に実施できるもの。

補助金について

1団体1事業につき、**20万円を限度に**補助金を交付します。

（補助金交付の対象となる経費については裏面参照）

- 補助金交付の可否及び金額については、提出された書類をもとに選考、決定します。
- 同一団体の同一事業について、3年を限度に継続して申請できます。

※この事業の正式決定は、令和2年度の予算成立後になりますので、あらかじめご了承ください。



事業説明会を実施します

※応募予定の団体は、必ずご出席ください!

【日時】 令和2年4月11日（土） 13:00～（※1時間程度）

【場所】 ウェルとばた 12階 「121会議室」（戸畑区汐井町1-6 戸畑駅横）

※参加希望の方は、4月10日（金）までに、子ども家庭局青少年課へご連絡ください。

〈申込み・問い合わせ先〉 *ご不明な点等は、お気軽にご連絡ください。
 北九州市子ども家庭局青少年課 担当：白土、北崎
 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号
 TEL 582-2392 FAX 582-0070

対象団体

市内の青少年育成団体及び子どもが参加する体験活動などに自主的に取り組む団体・グループで、次のすべてを満たす者。

- 市内の子どもを対象に活動している団体・グループであること
- 営利を目的とした団体・グループではないこと
- 特定の政党を支持したり、もしくはこれに反対したり、または宗教活動を目的とした団体・グループではないこと
- 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体・グループではないこと
- その他、補助金の交付を行うことが不相当と認められる団体・グループではないこと

※ただし、条件を全て満たす団体・グループであっても、下記の場合は対象外とします。

- ◆本事業について市から他の補助金等を受けている場合
- ◆同一団体による同一事業でこれまで継続して3回補助金交付を受けている場合。
(選考の結果、助成を受けられなかった場合はこの限りではありません。)

手続きの流れ

時 期	項 目	備 考
令和2年 4月11日(土)	事業説明会	応募予定の団体は必ずご出席ください。 4月10日(金)までに青少年課へ連絡
4月13日(月) ~ 5月8日(金) (青少年課必着)	「事業実施計画書」の提出	〈提出物〉 ・事業実施計画書(規定様式) ※4月11日の説明会で配布します ・団体・グループの役員名簿 ・団体・グループの規約・会則など
5月末頃	交付対象団体の決定 ↓ 結果のお知らせ(文書で通知)	
6月上旬頃	補助金交付申請説明会	交付決定となった団体のみ出席
6月中旬頃	「補助金交付申請書」の提出	〈提出物〉 ・補助金交付申請書(規定様式) ・事業計画書(規定様式) ・収支予算計画書(規定様式) ※補助金交付申請説明会で配布します。
6月下旬頃	補助金の交付	振込み
令和3年4月上旬	活動終了後、「実績報告書」の提出	〈提出物〉 ・補助金実績報告書(規定様式) ・事業報告書(規定様式) ・収支計算書(規定様式) ・領収書 ・活動に係る記録写真

経費の取り扱いについて

必ずご確認ください!!

経費項目	補助金の対象となる経費【例】	補助金の対象とならない経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ● 野外活動などの外部指導者への謝金 ● 講演会などの外部講師への謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 菓子折りなどの物品による謝礼 ● 図書券などの金券による謝礼
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動に伴うバスなどの借り上げ代 ● 活動に伴う電車・バスなどの交通費 ● 活動に伴う自家用車移動に係るガソリン代（<u>団体の内規等で、支払い方法等が規定されている場合のみ</u>） ● 活動に伴うタクシー代 （公共交通機関が整っていない場合のみ） ● 活動の目的を果たすために必要な参加者の宿泊費 ● 講師などの交通費・宿泊費 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日当などの実費交通費以外の旅費 ● 海外への渡航費 ● 電車のグリーン車料金などの特別料金 ● <u>市外から招聘する講師</u>の交通費・宿泊費 ● <u>市外からの参加者</u>にかかる交通費・宿泊費 ● 団体の構成員のみで行う視察にかかる交通費・宿泊費 ● 活動とは関連性、必要性のない交通費・宿泊費
食料費	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師や指導者への弁当・食事代 （1人 800円以内） ● 活動の目的を果たすために必要な食事の材料代など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議茶菓子代、打ち上げや懇親会等の飲食代
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ● 用紙代、材料費、文房具購入費、書籍購入費、インク代 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲーム大会などの賞品代、活動に係る記念品や参加賞代 ● <u>事務機器や電化製品など団体の資産となるような物品購入費</u> ● 購入単価が1万円（税込み）を超える物品の購入費 ● 蔵書目的の書籍の購入費
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料などのコピー代 ● 活動報告書の印刷代 ● ポスター、チラシ、パンフレットなどの印刷代 	
通信費	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動資料、報告書などの郵送費・切手代 	
会場使用料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議の会場使用料 ● 野外活動などの会場・施設使用料 	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動に伴う傷害保険・賠償保険などの保険料 	
人件費		<ul style="list-style-type: none"> ● 団体やグループ内部の賃金 ● 活動にかかる動員謝金
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の事務、企画、運営、調査など活動に係る委託費

※ この表に該当しない経費等が必要な場合は、別途協議すること。